

静岡県告示第73号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成28年静岡県告示第1010号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年2月14日

静岡県知事 川勝平太

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
掛川市西大淵字本塩浜3046番6の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去